

瀬戸市パブリックコメント手続に関する要綱の考え方

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関して必要な事項を定め、市民の政策形成プロセスへの参画を図り、もって市民等と行政との協力体制のもと、本市の持続的な発展に寄与することを目的とする。

【考え方】

1 パブリックコメントとは、行政機関が実施しようとする政策等について、広く公に意見及び改善案等を求めることを目的とするものの一つである。第5次瀬戸市総合計画の目指す「多数の市民が政策形成プロセスに参画している」状況を達成する手段として、総合計画の成果指標にもその実施比率が示されている。市民の政策形成プロセスへの参画を図り、もって市民等と行政との協力体制のもと、本市の持続的な発展に寄与することを目的として、パブリックコメント手続を実施する。

(定義)

第2条 この要綱において「パブリックコメント手続」とは、市の基本的な政策等の策定又は改廃(以下「策定等」という。)にあたり、当該政策等の策定等の案を広く公表し、公表したものに対する市民等からの意見、提案及び情報(以下「意見等」という。)の提出を受け、提出された意見等を考慮して当該政策等の策定等の意思決定を行うとともに提出された意見等の概要及び提出された意見に対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、市長(水道事業管理者としての権限を行う市長を含む。)、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会及び消防長をいう。

3 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に事務所又は事業所を有するもの

(3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

(4) 市内に存する学校に在学する者

(5) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

【考え方】

1 パブリックコメント手続について定義するもの。市の政策等の策定等の案の公表から、市民等からの意見等の募集、その意見等に関する市の考え方の公表、その意見等を考慮して政策等の策定等の意思決定を行うまでを一連の手続とする。

2 実施機関について定義するもの。市の機関の実施機関のうち、議決機関である議会、財務に関する事務の執行等の監査をする監査委員、職員の勤務条件に関する措置の要求・職員に対する不利益処分の審査と必要な措置を講ずる公平委員会、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の審査決定等をする固定資産評価審査委員会については、その事務がパブリックコメント手続の趣旨になじまないため、除くものとする。

3 市民等について定義するもの。市内に住所を有する市民に限定せず、幅広く多様な意見等を求めるため、市内に事務所・事業所を持つもの(個人、法人その他団体をいう。)在勤・在学の人、パブリックコメント手続に関係する事案の利害関係者(対象については、実施機関が案を公表する際に定めるものとする。)も含むものとする。

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる政策等の策定等は、次に掲げるものとする。

- (1) 市の基本的な政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本的な方針
その他基本的な事項を定める計画の策定及び重要な改定
- (2) 広く市民の公共の用に供される施設の設置及び廃止に係る基本的な計画の
策定及び変更
- (3) 憲章、宣言その他市の基本的な方向性等を定めるものの策定及び改廃
- (4) 市の基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限
する条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料、手数料及び保険料の徴
収に関するものを除く。)の制定及び改廃
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの

【考え方】

(1)の「基本的な政策を定める計画」とは、将来の市の施策展開の基本方針、進むべき方向性を定める計画をいい、「総合計画」等をさす(名称は問わない。。「個別行政分野における施策の基本的な方針その他基本的な事項を定める計画」とは、前述の計画等を実施・推進する個別分野の施策レベルの計画等をいい、「男女共同参画プラン」、「環境基本計画」、「地域福祉計画」、「都市計画マスタープラン」、「教育アクションプラン」等をさす(名称は問わない。)

(2)の「広く市民の公共の用に供される施設」とは、特定の区域の市民を対象とするものでなく、全ての市民を対象とする大規模な公共施設をさす。

(3)の「基本的な方向性等を定めるもの」とは、「市民憲章」、「健康都市宣言」や「交通安全都市宣言」のような憲章や宣言等をさす。

(4)の「基本的な方針を定める条例」とは、市政全般や個別の行政分野における基本理念などを定める条例をいい、「情報公開」「環境」「まちづくり」「市民参加」等に関する条例をさす。「市民に義務を課し、若しくは権利を制限する条例」とは、地方自治法第14条第2項に基づく条例をいう。ただし、金銭徴収に関する条例については、地方自治法第74条第1項で直接請求から除外されていることも踏まえ、対象としない。

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、実施機関は、パブリックコメント手続を実施しないことができる。

- (1) 法令等により、市民等の意見を聴取する等、パブリックコメント手続に準ずる手続が行われる場合
- (2) 実施機関が、緊急を要するもの又は軽微なものと認める場合
- (3) 実施機関が、裁量の余地がないものと認める場合
- (4) 実施機関の附属機関等が、パブリックコメント手続に準ずる手続を経て作成した報告、答申等に基づいて最終的な意思決定が行われる場合
- (5) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定による直接請求により議会に提出する場合

【考え方】

(1) 「法令等により、市民等の意見を聴取する等」とは、法令等(法律、命令、条例及び規則をいう。)により公告、縦覧、意見書提出や公聴会の開催等の手続きが定められているものをいう。

(2) 「緊急を要するもの」とは、パブリックコメント手続にかかる所要時間の経過等により、その効果が損なわれる等の理由でパブリックコメント手続を経る時間がない場合をいい、災害などに緊急に対応する必要があるもの等をさす。「軽微なもの」とは、大幅な改正や基本的な事項の改正を伴わないものをいい、担当部署の名称等の修正や法令の改正に伴う条ずれ等の整理をさす。

(3) 「裁量の余地がない」ものとは、国や県が定める法令や上位計画等にその内容が詳細に規定され、実施機関に裁量の余地がないものをいう。

(4) 「実施機関の附属機関等が、パブリックコメント手続に準ずる手続を経て作成した報告、答申等に基づいて最終的な意思決定が行われる場合」とは、附属機関等(附属機関及びこれに準ずる機関をいう。)がこの要綱に準じた手続を経て作成した答申等を受けて市が意思決定を行う場合は、答申等を尊重する観点から、市が改めてこの要綱に基づく手続は経ないものとする。

(5) 直接請求された条例案については、適用除外とする。

(政策等の案の公表等)

第 5 条 実施機関は、第 3 条に定める政策等の策定等をしようとするときは、当該政策等の意思決定前に相当の期間を設けて、政策等の案を公表するものとする。

2 前項の規定による公表をするときは、当該政策等の趣旨、目的、概要その他当該政策等の案を市民等が理解するために必要な事項を記載した資料を添付するものとする。

3 第 1 項の規定による公表は、当該政策等を策定等した実施機関が指定する場所での閲覧又は配布、広報せと及び市ホームページへの掲載その他市民等が容易に入手できる方法で実施するものとする。

【考え方】

1 実施機関は、市の基本的な政策等や個別行政分野の施策における計画等、公共施設の設置及び廃止、憲章及び宣言、基本的な方針を定める条例等の策定をしようとするときは、その政策等の意思決定前に十分な期間を設けて、案を公表するものとする。

2 「その他当該政策等の案を市民等が理解するために必要な事項」とは、政策等を検討する際の論点がわかる事項をいい、政策等の「内容」、「現状の課題認識」、「目指す方向性」、「費用対効果」等をさす。

3 「その他市民等が容易に入手できる方法」とは、策定等した担当部署の窓口での貸与、策定等した担当部署以外の窓口での閲覧・配布・貸与、報道機関への発表等による広報等をいう。

(意見等の提出)

第6条 実施機関は、政策等の案を公表する際に、市民等からの意見等の提出期間及びその提出方法を明示するものとする。

2 前項の規定による提出期間は、公表後おおむね30日とする。ただし、実施機関が緊急その他やむを得ない理由があると認めるときは、その理由を公表した上で、意見等の提出期間を短縮することができる。

3 実施機関は、市民等が意見等を提出する際に、原則として住所及び氏名(第2条第3項第2号から第5号までのいずれかに該当するときは、当該該当することが明らかとなる事項を含む。)を明記するよう求めるものとする。

4 第1項の規定による意見等の提出方法は、実施機関が指定する場所への書面の提出、郵便等、ファクシミリ、電子メールその他実施機関が認める方法とする。

【考え方】

1 実施機関は、パブリックコメント手続の意見等の提出期間・方法を市民等に対して明示しなければならない。加えて、意見を提出した市民等の住所・氏名等の公表を前提とした募集とするのであれば、その旨を明示するものとする。

2 より多くの市民等の意見等を募集するには、市民等が政策等の案を読み、意見等を提出するための期間を十分に取る必要があるため、公表後おおむね30日の期間を設けるものとする。期間短縮は30%まで許容するが、これより短縮して実施せざるを得ない場合は、その理由を付して公表するものとする。

3 意見等の提出の際は、その責任の所在を明確にさせるため、原則として氏名等を明記することを求めるものとする。市内在住者以外は、市内に事務所・事業所を持つもの(個人、法人その他団体をいう。)在勤者、在学者、パブリックコメント手続に係る事案の利害関係者(対象については、実施機関が案を公表する際に定めるものとする)である旨も併せて明記することを求めるものとする。

4 意見等の提出方法は、意見の明確な把握のために文書など記録として残るものとする。なお、「郵便等」の「等」とは、「郵便法」第4条に規定する信書を送達する行為と「民間事業者による信書の送達に関する法律」第3条に規定する信書を送達する行為を含んでいる。

(意見等の取扱い)

第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、政策等の策定等の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要及び提出された意見等に対する実施機関の考え方並びに案を修正した場合はその修正内容を公表しなければならない。ただし、次に掲げるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。

(1) 瀬戸市情報公開条例(平成12年瀬戸市条例第5号)第4条の各号に該当する情報

(2) 賛否の結論のみを示したもの

(3) 内容が意見等を求めている案件に関連のないもの

(4) 前条に規定する意見等の提出の定めに違反して提出されたもの

3 実施機関は、提出された意見等に対する個別の回答は行わないものとし、提出された意見等のうち類似の意見等及びこれらに対する実施機関の考え方をまとめて公表するものとする。

4 前2項の規定による公表の方法は、第5条第3項の規定を準用する。

【考え方】

1 パブリックコメント手続は、市民等から提出された意見等の内容に着目し、政策等をよりよいものにするために実施するものであるため、意見等を十分に考慮して、政策等の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、提出期間が終了したら、提出された意見等とそれに対する考え方を公表するものとし、提出された意見等を踏まえて案を修正した場合は、その修正内容と理由を公表しなければならない。また、本要綱に定める実施機関は、全て瀬戸市個人情報保護条例(平成5年瀬戸市条例第25号)の実施機関であるため、収集した個人情報については、当概条例を遵守し適切に取り扱うものである。なお、個人情報に関する部分、単に賛否のみを示したもの、事案と関係のない意見等を述べたもの、提出方法・期限等に違反しているものは、公表しないことができる。

3 実施機関は、意見等の提出があった市民等への個別の回答は行わない。また、公表に当たっては、意見等の整理を行い、同様の意見等がある場合は、これに対する実施機関の考え方を含め、まとめて公表するものとする。

4 実施機関の提出された意見等、それに対する考え方、案を修正した場合の内容とその理由の公表は、政策等の案の公表の方法に準じて行うものとする。

(構想又は検討段階でのパブリックコメント等)

第 8 条 実施機関は、特に重要な政策等の策定等にあたって広く市民等の意見等を反映させる必要があると認めるものについては、構想又は検討の段階で、この要綱に準じた手続を行うよう努めるものとする。

【考え方】

1 第 3 条に規定するパブリックコメント手続の対象となるもの又は対象となる予定のものうち、市民生活に大きな影響を与える重要な政策等については、市民等の関心度も高いため、その案が固まる前の段階・政策等の構想段階の案を公表して広く市民等に意見等を求める「構想又は検討段階でのパブリックコメント手続」の実施に努めるものとする。

(運用状況の報告)

第9条 実施機関は、各年度のパブリックコメント手続の運用状況(第4条の規定によりパブリックコメント手続を実施しないで政策等の策定等をした状況を含む。)を市長に報告するものとする。

2 市長は、各実施機関のパブリックコメント手続きの運用状況をとりまとめ、毎年1回、公表するものとする。

【考え方】

1 実施機関は、各年度の自己におけるパブリックコメント手続の実施状況(パブリックコメント手続を実施しないで政策等を策定等した状況を含む。)を市長に報告するものとする。

2 市長は、市としてのパブリックコメント手続の実施状況をとりまとめ、年1回、広報せとや市ホームページを通じて公表するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント手続の実施に必要な事項は、実施機関が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、施行日以降に実施機関が策定等する政策等について適用する。ただし、この要綱の施行の際、現に立案の過程にある政策等で、市民等に意見等を求める手続を経たものについては、この要綱の規定は適用しない。

【考え方】

2 パブリックコメント手続は、かなりの期間を要するため、立案過程にある政策等の途中から要綱を適用することは困難と考えられるため、適用除外とするもの。